

○敦賀市議会基本条例

平成23年3月16日

条例第8号

改正 平成24年12月21日条例第26号

地方分権一括法の施行により、地方公共団体は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなった。

国地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方公共団体においては、人口減少時代の到来など社会経済情勢の変化に適切に対応することが求められている。

議会には、政策形成機能の充実が求められているほか、地方公共団体の意思決定を行う機関として、市民への説明責任を果たすとともに、執行機関に対する監視機能についても、一層の充実強化が必要となっている。

すなわち、議会は、市民本位の立場に立って、議員同士の自由闊達な議論を通じ、論点及び争点の明確化並びに意見の集約を図り、市民福祉の向上に資する議決を行うとともに、政策提言及び政策立案を行っていかねばならないのである。

こうした中、敦賀市議会は、市民の多様な意見を代表できる合議制の機関として、二元代表制の趣旨を踏まえ、市長とは相互の抑制と均衡によって適切な緊張関係を保たなければならない。この条例に定める実践を積み重ねるとともに、引き続き、議会改革に取り組むものとする。

わたしたち敦賀市議会は、市民から信頼され、身近でわかりやすい議会づくりを通じ、市民の負託にこたえていくものとする。

ここに、敦賀市議会並びにその構成員たる現在の議員及び将来の議員が活動していくに当たっての基本理念として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づいて、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び豊かなまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民本位の立場に立って、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 自由な討論の場であるとの認識に立って、議員相互の自由な立場での討議を通し

て論点を明らかにし、意見の相違又は共通点を確認する中で、議会としての意思決定を行うこと。

(2) 市民の代表機関であることを常に自覚し、公正かつ透明で市民に信頼される身近でわかりやすい議会にするため、積極的な情報の公開及び発信に努めること。

(3) 適正な市政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。

(4) 市民の多様な意見を政策提言及び政策立案に適切に反映させ、政策の実現に資すること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民本位の立場に立って、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市民全体の奉仕者及び代表者としての責任及び自覚を持って活動すること。

(2) 合議制の機関である議会の構成員として、様々な市政の課題及びこれに対する市民の意見を的確に把握し、市民福祉の向上のため活動すること。

(3) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。

(4) 議会活動に必要な見識を深め、自己の資質を高める不断の研さんに努めること。

(5) 日常の活動において、自発的に行政情報等の収集及び活用に努めること。

(市民参加及び市民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会の会議を原則公開とする。

3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民提案と受け止め、その請願及び陳情に係る審議においては、参考人の意見を聴く機会を設けることができる。

5 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めなければならない。

6 議会は、市政に係る重要な情報を議会の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるとともに、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めるものとする。

7 議会は、市民に対する議会報告会を年1回以上開催して、議会の説明責任を果たすと

もに、市政に対する意見交換を行い、これらの事項に関して市民の意見を聴取して広報広聴の充実を図るものとする。

(市長等と議会及び議員の関係)

第5条 本会議における議員の市長及び執行機関の職員(以下「市長等」という。)への質問は、広く市政上の論点及び争点を整理するため、一問一答方式等で行うものとする。

2 本会議、常任委員会及び特別委員会において、市長等は、議員の質問等に対して発言の趣旨を確認する場合に限り反問することができる。

(議案審査における説明資料の作成)

第6条 市長は、予算その他の議案を議会の審議に付すに当たっては、自由闊達な議論及び円滑な審査が促進されるよう、わかりやすい説明資料の作成に努めるものとする。

(自由討議による合意形成)

第7条 議員は、政策、条例、意見書等の議案の提出や討論を積極的に行い、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(政策討論会)

第8条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、市民等との政策討論会を開催することができる。

(委員会の適切な運営)

第9条 議会は、敦賀市議会委員会条例(昭和42年敦賀市条例第5号)を遵守し、常任委員会、特別委員会等の適切な運営に努めなければならない。

(政務活動費)

第10条 議員は、政務活動費の使用に当たって、その透明性が確保されるよう、敦賀市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年敦賀市条例第1号)を遵守し、政策研究、政策提言等を確実に実行するものとする。

(議会図書室)

第11条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の管理及び運営に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実を図るものとする。

(議会研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、前項の議員研修の実施に当たり、各分野の専門家を招き、市民参加を募った研修の開催に努めるものとする。

(議員定数及び議員報酬)

第14条 議員定数及び議員報酬は、敦賀市議会議員の定数を定める条例(平成12年敦賀市条例第38号)及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年敦賀市条例第20号)で定める。ただし、その改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市が抱える課題等を総合的に勘案し行うものとする。

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、敦賀市議会政治倫理条例(平成18年敦賀市条例第21号)を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

(継続的な検討)

第16条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(敦賀市議会委員会条例の一部改正)

第2条 敦賀市議会委員会条例(昭和42年敦賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成24年12月21日条例第26号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。